

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 平成30年第3回定例会提出予定議案の説明

- (2) 議案第108号 川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 新旧対照表

平成30年8月30日

健康福祉局

改正後	改正前
<p>○川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第67号 (病院の施設に関する基準)</p> <p>第5条 法第21条第1項第12号に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 消毒施設(法第15条の3第2項の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)</p> <p>(2) 洗濯施設(法第15条の3第2項の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)</p> <p>(3) 談話室(療養病床を有する病院に限る。)</p> <p>(4) 食堂(療養病床を有する病院に限る。)</p> <p>(5) 浴室(療養病床を有する病院に限る。)</p> <p>2 前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる施設は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) 消毒施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものとする。</p> <p>(2) 談話室 療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。</p> <p>(3) 食堂 内法(のり)による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。</p> <p>(4) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとする。</p>	<p>○川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第67号 (病院の施設に関する基準)</p> <p>第5条 法第21条第1項第12号に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 消毒施設(法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)</p> <p>(2) 洗濯施設(法第15条の2の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)</p> <p>(3) 談話室(療養病床を有する病院に限る。)</p> <p>(4) 食堂(療養病床を有する病院に限る。)</p> <p>(5) 浴室(療養病床を有する病院に限る。)</p> <p>2 前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる施設は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) 消毒施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものとする。</p> <p>(2) 談話室 療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。</p> <p>(3) 食堂 内法(のり)による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。</p> <p>(4) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとする。</p>